

国家公安委員会告示第三十五号

不当要求情報管理機関登録規程（平成三年国家公安委員会告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

第一条中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第三条第一号イ中「第四十七条」を「第五十条（第二号に係る部分に限る。）」に改める。

第十六条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第三号中「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に、「フレキシブルディスク

スクを」や「電磁的記録媒体を」に「フレキシブルディスクに」や「電磁的記録媒体に」に「フレキシブルディスクと」や「電磁的記録媒体と」に改め、同様式の備考一中「フレキシブルディスク」や「電磁的記録媒体」に「2枚」や「2」に改め、同様式の備考二中「フレキシブルディスク」や「電磁的記録媒体」に改め。